附　則

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成三十一年九月三十日までの間においては、一、七八三人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十一号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条及び国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間） **第二十一条**　国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一　土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）　十五年間 二　施設（その用に供する土地を含む。）　三十年間 三　設備　十年間	（国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間） **第二十一条**　国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一　土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）　十五年間 二　施設（その用に供する土地を含む。）　二十五年間 三　設備　十年間

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
（略）	
島根大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校
（略）	

国立大学	附属学校
（略）	
島根大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校
（略）	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十二号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）第二条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間） **第十四条の三**　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間は、機構法第十六条第一項第二号の規定により貸し付ける資金の使途により、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一　土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）　十年間 二　施設（その用に供する土地を含む。）　三十年間 三　設備　十年三月間	（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間） **第十四条の三**　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間は、機構法第十六条第一項第二号の規定により貸し付ける資金の使途により、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一　土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）　十年間 二　施設（その用に供する土地を含む。）　二十五年間 三　設備　十年三月間

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十三号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条及び私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の四第三項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（四分の三以上代表者等） **第一条の二の七**　平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分	（四分の三以上代表者等） **第一条の二の七**　平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分